

介護保険のお知らせ

◆65歳以上の方へ介護保険料の納入通知書を送ります

平成31年度分の介護保険料が普通徴収(納付書による個別納付)の方には納入通知書、特別徴収(年金からの差し引き)の方または口座振替の方には決定通知書を6月14日(金)に発送します。特別徴収の方(年度途中から特別徴収となる方を含む)の通知書は、特別徴収開始通知書を兼ねます。

◆休日納付相談窓口を開きます

6月23日(日)・30日(日)、午前9時〜午後3時 陽間介護保険課(第二庁舎1階) ☎963319168

国保・税のお知らせ

◆医療費のお知らせについて

医療機関等を受診された方へ「医療費のお知らせ(平成31年1月・2月診療分)」を送付します。ご自身の医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう。なお、再発行はできませんので、大切に保管してください。

◆国民健康保険課 ☎963319154

◆会社等の健康保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう

会社等に勤務している方が、健康保険や厚生年金に加入でき

る条件を満たしていても、国民健康保険や国民年金に加入している場合があります。

次のいずれかの条件に該当する方は、最寄りの年金事務所に相談してみましょう。

○正社員、法人の代表者または役員

○次の①〜⑤のすべてに該当する。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②勤務期間が1年以上の見込み
- ③月額賃金が8万8000円以上
- ④学生以外
- ⑤従業員501人以上の企業に勤務している

○パートタイムやアルバイト等で、週30時間未満であっても、同じ会社等の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている(例:正社員が週35時間働いている場合に週28時間以上働いている)

なお、会社等の健康保険に加入した場合は、国民健康保険喪失の手続きが必要です。

◆納税通知書を送ります

平成31年度分の納税通知書と納付書(口座振替の方、30年度から引き続き年金からの特別徴収(差し引き)のみの方は納税通知書のみ)を6月6日(木)〜4月1日現在65歳以上で昨年の年金所得があった方は6月14日(金)に発送します

◆国民健康保険税

平成31年度分の納税通知書と納付書(口座振替の方、4月・6月の年金

7月の市民課の休日窓口は7月7日(日)です

からの特別徴収(差し引き)の方は納税通知書のみ)を6月14日(金)に発送します。なお、10月から年金からの特別徴収(差し引き)になる場合があります。

◆越谷市税条例を改正しました

地方税法の一部改正に伴い、越谷市税条例を改正しました。改正の内容は、次のとおりです。

○個人市民税におけるふるさと納税制度の見直し

個人市民税におけるふるさと納税制度について、寄附の募集を適正に行っていない等の理由で国の指定を受けていない地方団体の寄附は、ふるさと納税制度の適用対象外とする見直しが行われました。

この見直しにより、6月1日(出)以後に行う地方団体への寄附について、国の指定を受けていない地方団体へ寄附した場合は、その地方団体が国の指定を受けているかどうかを十分に確認することが必要となりますので、寄附の際はご注意ください。

◆休日納付相談窓口を開きます

6月2日(日)、16日(日)、7月7日(日)、午前9時〜午後3時 陽間納付課(第二庁舎3階) ☎963319142

舎3階) ☎963319141・9142

ない地方団体へ寄附した場合の寄附金税額控除においては、地方団体への寄附金額のうち、原則として2000円を超える額の金額が所得税および個人住民税から控除されるための特例控除額の適用が受けられません。

ふるさと納税として地方団体に寄附を行う場合は、その地方団体が国の指定を受けているかどうかを十分に確認することが必要となりますので、寄附の際はご注意ください。

◆休日納付相談窓口を開きます

6月2日(日)、16日(日)、7月7日(日)、午前9時〜午後3時 陽間納付課(第二庁舎3階) ☎963319142

介護保険サービス利用者の負担額軽減認定申請書を郵送します

市では、次の要件に該当する方の介護保険サービス利用の負担額を軽減しています。該当する可能性のある方には、6月中旬に「介護保険負担額軽減認定申請書」または「介護保険居宅サービス利用者負担額減額(免除)申請書」をお送りします。

◆認定要件

生活保護受給者または介護保険の認定を受けている被保険者のうち、次の①〜③のすべてに該当する方。

①市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている

②世帯が分かる

③預貯金等が単身で

必要書類

介護保険負担限度額認定申請書、預金通帳の写し等、保有資産の内容が分かる書類

生活保護受給者または介護保険の認定を受けている被保険者のうち、次の①〜③のすべてに該当する方。

①市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている

②世帯が分かる

料が必要となりますのでご注意ください。

○介護保険施設、ショートステイを利用した際の食費・居住費の軽減

◆必要書類

介護保険負担限度額認定申請書、預金通帳の写し等、保有資産の内容が分かる書類

◆認定要件

生活保護受給者または介護保険の認定を受けている被保険者のうち、次の①〜③のすべてに該当する方。

①市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている

②世帯が分かる

③預貯金等が単身で

必要書類

介護保険負担限度額認定申請書、預金通帳の写し等、保有資産の内容が分かる書類

◆認定要件

生活保護受給者または介護保険の認定を受けている被保険者のうち、次の①〜③のすべてに該当する方。

①市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている

②世帯が分かる

③預貯金等が単身で

必要書類

介護保険負担限度額認定申請書、預金通帳の写し等、保有資産の内容が分かる書類

1000万円以下、夫婦で200万円以下(預貯金等には信託、有価証券なども含まれます)

*右記の要件以外にも、高齢者夫婦世帯等で、一方または両方が施設入所したために生活困難に陥らないように、入所者の食費・居住費が軽減される特例措置があります

◆居宅介護サービス利用者負担額の軽減

◆必要書類

介護保険居宅サービス利用者負担額減額(免除)申請書

◆認定要件

市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている被保険者(生活保護受給者を除く)

陽間介護保険課(第二庁舎1階) ☎963319169

国民健康保険税を公平に負担していただくために行われた国の税制改正に伴い、平成31年度から均等割軽減判定の基準所得額が左表のとおり変わります。

国民健康保険税の均等割額軽減判定の基準所得額が変わります

要となりますので、所得の申告を済ませるようお願いします。

なお、軽減判定は自動で行います。また、軽減該当世帯には、軽減後の税額が通知されます。

陽間国民健康保険課 担当 ☎963319146

均等割額の軽減措置割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の総所得金額等の合計額	
	平成30年度	平成31年度から
7割軽減	33万円以下	33万円以下(変更なし)
5割軽減	33万円+(27万5,000円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数(※)))以下	33万円+(28万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数(※)))以下
2割軽減	33万円+(50万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数(※)))以下	33万円+(51万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数(※)))以下

* (※)は国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方で、以後、世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方

住民税非課税世帯の方の介護保険料が変わります

10月からの消費税率引き上げに伴い、住民税非課税世帯の方の負担を軽減するため、第1段階〜第3段階の方の介護保険料を下表のとおり改定しました。

*介護保険料の段階は、6月14日(金)に発送する納入通知書または決定通知書に記載しています

陽間介護保険課 ☎963319168

	基準額 5万6,400円	
	平成30年度	平成31年度
第1段階	基準額×0.45 2万5,380円	基準額×0.375 2万1,150円
第2段階	基準額×0.7 3万9,480円	基準額×0.575 3万2,430円
第3段階	基準額×0.75 4万2,300円	基準額×0.725 4万890円